本州四国連絡高速道路株式会社の高速道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法に関する公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成21年第７号

道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第24条第３項の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「当社」という。）の高速道路の料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について、下記のとおり定めることについて国土交通大臣の認可を受けたので、同条第４項の規定に基づき公告します。なお、平成17年10月１日付け本州四国連絡高速道路株式会社公告平成17年第１号は廃止します。

平成21年６月30日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　伊藤　周雄

（適用）

第１条　当社が法第24条第１項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って当社の高速道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

（定義）

第２条　この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条に定めるところによる。

（料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法）

第３条　料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一　通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。

二　通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（通行券の交付を行う一般専用有人施設における通行方法）

第４条　通行券の交付を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一　通行車両は、確実に係員が通行券の交付を行うことができる程度に当該係員が当該交付を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。

二　通行車両は、通行券の交付後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（通行券の確認を行う一般専用有人施設における通行方法）

第５条　通行券の確認を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一　通行車両は、確実に係員が通行券の確認を行うことができる程度に当該係員が当該確認を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。

二　通行車両は、通行券の確認後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法）

第６条　料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一　通行車両は、確実に料金収受機等により料金の収受を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。

二　通行車両は、料金の収受後に開閉棒等の開閉又は表示に従って通行しなければならない。

（通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法）

第７条　通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一　通行車両は、確実に料金収受機等により通行券の交付を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。

二　通行車両は、通行券の交付後に開閉棒等の開閉又は表示に従って通行しなければならない。

（通行券の確認を行う一般専用機械式施設における通行方法）

第８条　通行券の確認を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一　通行車両は、確実に料金収受機等により通行券の確認を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。

二　通行車両は、通行券の確認後に開閉棒等の開閉又は表示に従って通行しなければならない。

（ＥＴＣ専用施設における通行方法）

第９条　ＥＴＣ専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一　標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、ＥＴＣ通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。

二　ＥＴＣ通行車以外の通行車両は、ＥＴＣ専用施設を通過してはならない。

（ＥＴＣ・一般共通有人施設における通行方法）

第10条　ＥＴＣ・一般共通有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一　ＥＴＣ通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。

二　ＥＴＣ通行車以外の通行車両は、第３条から第５条までに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各条に定める通行方法により、通行しなければならない。

（ＥＴＣ・一般共通機械式施設における通行方法）

第11条　ＥＴＣ・一般共通機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一　ＥＴＣ通行車は、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示に従って、通行しなければならない。

二　ＥＴＣ通行車以外の通行車両は、第６条から第８条までに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各条に定める通行方法により、通行しなければならない。

（閉鎖施設の通過の禁止）

第12条　通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。

社会保険労務士名簿登録の公告

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第14条の11の規定により社会保険労務士名簿に登録した者を次のとおり公告します。

平成21年６月30日

全国社会保険労務士会連合会

登録番号	氏名	登録番号	氏名
平成21年５月15日付		11090047	井上　文子
01090019	松下　孝広	11090048	川島　徳子
07090008	大原　孝史	11090049	鈴木　孝明
07090009	長谷川真紀	11090050	川﨑　幸一
10090007	小泉　弘樹	12090019	福田　省三
14090068	藤田　好也	12090020	杉谷　直平
28090037	大喜多知子	12090021	唐鎌　成夫
29090003	村田　博	12090022	新井　民男
34090021	石岡　博之	12090023	田中　昭彦
38090006	小浦　佳子	13090239	田中　双美
46090009	跡上　宏樹	13090240	上總　淳
平成21年６月１日付		13090241	高田　利幸
02090002	横山　博幸	13090242	大細田良作
03090014	鈴木　剛	13090243	一柳　史朗
06090001	矢萩　俊寛	13090244	須江　智子
07090010	猪狩　幹夫	13090245	神岡　研二
11090045	髙橋　久子	13090246	遠藤　均
11090046	大塚　紀夫	13090247	濵田　京子
13090248	杉浦　賢一	22090022	髙津　銀増
13090249	高橋　郁也	22090023	岡井　清和
13090250	峯岸　陽子	23090055	伊藤　広
13090251	近藤　佳美	23090056	磯部　法子
13090252	兵藤　孝司	25090011	有田　絵美
13090253	黒澤　賢一	26090023	山口　領
13090254	志水　昭仁	27090109	伊藤　基松
13090255	窪園　彩	27090110	三浦　直樹
13090256	松林　尚子	27090111	森本　裕子
13090257	宮川　香織	27090112	小笹　健一
13090258	嶋下　貞子	27090113	高橋　作味
13090259	都藤　有紀	27090114	大西　映生
13090260	真山　勝義	27090115	駒﨑　貴子
13090261	伊藤由美子	27090116	廣田　義和
13090262	井上　敦史	27090117	網倉　拓郎
13090263	野村　和之	27090118	三原有美子
13090264	池内　恵介	28090038	濵本　久恵
14090069	前川　隆行	28090039	久後　陽子
14090070	野田　敏久	29090004	小笹　英之
14090071	富田　保宏	30090005	坂本　孝
14090072	髙井久美子	30090006	明治　宏和
15090012	吉田あつ子	33090009	赤澤　眞弓
15090013	齊藤　正幸	39090007	田島　佳奈
18090007	鈴木　博巳	40090033	竹松　翼
20090010	本道袈裟成	40090034	久保　仁美
20090011	山田　功	40090035	皷　康男
21090019	吉田　孝司	44090006	三浦　康紀
22090021	小澤　元明	46090010	池田　洹